

発日向スポ第29号
令和2年10月9日

日向市スポーツ少年団
各単位団代表者 様

日向市スポーツ少年団本部
本部長 日高博之
(公印省略)

令和2年10月10日以降のスポーツ少年団活動について（通知）

日頃から本市スポーツ少年団活動にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、県は、9月29日に新型コロナウイルス感染症の警戒レベルを「レベル1（警報）」から「レベル0（持続的な警戒）」に引き下げました。

このことを受けまして、日向市スポーツ少年団における活動につきましては、令和2年8月27日付け発日向スポ第25号文書の内容を一部変更し、下記のとおりといたします。ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

期 間	活 動 内 容 (○は変更なしの内容、●は変更点)
10月10日(土) ～ 当面の間	○県内における県内チームとの交流(練習試合等)については、保護者の承諾を得た上で、各単位団の判断と責任の下で行うこと。 ○県外チームとの交流や県外での交流、感染流行地域やクラスターの発生している地域のチーム等との交流は実施しないこととする。 ● <u>県内での宿泊を伴う活動(合宿等)については、慎重に検討し、保護者の理解と承諾を十分に得た上で、各単位団の判断と責任の下で行うこと。実施に当たっては、十分な感染防止対策を講じること。</u>

※活動の際は、団員の健康確認(検温や体調の把握)を徹底してください。また、健康確認において、発熱や風邪症状が見られる場合には、参加を見合わせてください。

※これまでどおり、「新しい生活様式」の実践及び感染防止対策を徹底してください。

※活動や試合等への参加については、個々の団員や保護者の意向を尊重した対応をお願いします。

※今後の感染状況によっては、方針が変更される可能性があります。